

# Advantage Partnership Lawyers

## VISA Subclass 457(駐在員ビザ) 外部監査報告書の必要性

平成21年9月14日の駐在員Visa申請要件の変更により医療保険証の提出のみならず財務表の外部監査報告書を移民局は求めてきております。外資の入っている日系企業は外部監査を義務づけられておりますが、移民局の求めてきている社員教育費まではデスクロウズされておられません。よって、再度この項目に限り外部監査報告書を依頼する必要性が発生致しました。

移民局のガイドラインでは全従業員の給料の1%以上を社員教育費に費やす必要性があります。もし、ガイドラインに満たない場合は移民局はVisa申請を却下致します。但し、例外規定が一つあります。その例外規定とは産業業界に対する法人の貢献度であります。

産業業界に対する貢献は全社員給料の2%を満たす必要があります。

詳細は下記までご連絡願います。

弁護士 堀江純一  
アドバンテージ パートナーシップ法律事務所

(02) 9221 7555  
legal.one@advantagepartnership.net  
www.advantagepartnership.net